

環境局における少額比較見積発注案件（物品 9 種目）の 見積書徴取事業者募集の延長について

平成 27 年 10 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日において、環境局が発注する少額比較見積発注案件（物品 9 種目）に係る見積徴取事業者について、随時受付しているところですが、当該発注期間を平成 34 年 3 月 31 日まで延長することに伴い、参加事業者募集も引き続き行います。新たに参加を希望される方は、「環境局における少額比較見積実施の取扱いについて」を御確認の上、次のとおり申請してください。

1 対象案件

環境局が発注する一定金額の範囲（「環境局における少額比較見積実施の取扱いについて」のとおり）の次の物品買入等契約（9 種目のみ）とします。

なお、特名随意契約、環境局において本取扱いにより難いと判断した場合（緊急の必要性を有する契約等）は除きます。

物品供給等

登録種目	発注予定（参考）	その他
01 事務用品・機器	文房具全般	
04 印章品	ゴム印	
05 活平版	パンフレット、ポスター	
23 家庭用電気機器	洗濯機、蛍光灯	
26 O A 機器・用品	プリンタ、トナーカートリッジ、インクカートリッジ	
33 石油類	作動油、ギヤオイル	ごみ収集車整備用に限る （南部環境事業センター 整備担当発注案件のみ）
36 自動車用品	自動車部品全般	
45 その他材料	塗料	
56 日用品類	ほうき、ごみ袋、トイレトペーパー、洗剤	

2 申請対象者

平成 31・32・33 年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者で、上記の物品種目の入札参加資格を有することとします。

3 その他

(1) 募集は平成 31 年 4 月より随時受付（本市閉庁日及び午後 12 時 15 分から午後 1 時を除く）を行うものとし、参加登録を認めなかった場合はその理由を付した通知書を郵送にて交付します。

(2) 比較見積の実施は、登録完了日以降に発注する該当契約に適用しますが、登録状況により前後する場合があります。また、参加申請をいただいても発注がない場合もありますのであらかじめご了承ください（中小企業を優先して業者選定します）。

(3) 申請書類の作成及び提出に係る費用は申請者の負担となりますのでご承知ください。

(4) 参加登録を取り消す場合は、環境局総務部総務課（契約グループ）まで申し出を行い、担当者の指示に従ってください。

(担当)

環境局総務部総務課（契約グループ）

〒545-8550

大阪市阿倍野区阿倍野筋 1-5-1 あべのルシアス 13 階

電話番号 06-6630-3127